

番号	項目	提出された意見・提言	計画修正の有無 及び内容又は 反映できない理由	意見に対する 市の考え方
1	計画書 に関連 する項 目	老人会について 老人会の会員は年々減少に歯止めがかからない状況であり、活動も衰退していく状況である。ここに行政が関わるより、活動が毎年盛んになっているところに関わるべきである。例えば、足腰が丈夫な老人にはグランドゴルフやバードゴルフに、シルバーカートを使用して近くの地域公民館に来ることが出来る老人には椅子を使用したノンケア体操と体操後のお喋りを楽しむ活動等にシフトしていくことが重要である。これらの活動は介護を必要としない老人を増していく事に大きな効果があります。	修正無	老人クラブは、高齢者自身の生きがいがいくつりや健康づくりと高齢者の持っている経験や知恵を地域の中で生かしていくための社会活動に取り組んでいます。今後も軽スポーツ、レクリエーション活動、高齢者の交流を図るなど、老人クラブの活性化を支援してまいります。 介護予防のために、地域福祉づくり事業において、介護予防体操の普及に努めてまいります。
2		保険料の算定について 前回の改定で基金が大きく残っている。これは改定の検討時に需要の増加の予想が大きすぎることによる。基金として1～2億円が必要であるが、通常は予実算の差は1～3%位になるように算定すべきである。大きな基金が残ることは、住民に対して大きな負担をさせていることになる。	修正無	介護保険料は、3年ごとに策定する介護保険事業計画とともに見直すこととなります。第5期(平成24年度～平成26年度)の介護保険料は、介護保険事業計画における3年間の介護サービスや地域支援事業の量、サービスの利用見込などから必要な費用を見込み、第1号被保険者(65歳以上の方)が負担する部分を算定することにより設定されます。給付費については、第4期計画では、二宮町との合併があったため、多めに見込んでおりましたが、予想に反し支出が少なく、結果として計画値と実績値の差が大きくなったものであります。第5期計画では、これまでの給付費の自然増率、今後の高齢化率、要介護(要支援)の認定率、施設の整備計画、介護報酬改定等を踏まえて検討し、見込額を算出しております。なお、第5期の給付費は、自然増による増加に加え、介護報酬1.2%増及び地域区分3%増の改定分も増加することになります。また、第4期計画末の介護給付費準備基金残高の見込額は約2億6,000万円で、第5期においても保険料の上昇を抑えるため、その半分の1億3,000万円を取り崩し、残りの半分、約1.6カ月分の第1号被保険者の給付費負担相当額を残し、給付費財源の保険料収入が不足する場合に備えることとします。
3		保険料について 所得の上限が190万円となっている。これでは所得に対する税の公平性に問題がある。所得の上限を700万円から1,000万円引き上げて、収入に応じた保険料とすべきである。他市では、実施している。この件は、財政的に破綻状況にある国民健康保険税の上限と合わせて検討実施すべきである。	修正無	第5期において、第3段階の弾力化(軽減)を実施するため、軽減分の保険料財源を確保する必要があり、負担能力に応じた保険料の負担について検討し、第8段階、本人が住民税課税で合計所得金額500万円以上を設定しました。第8段階の方の急激な保険料の上昇を抑えるため、基準額に対する乗率を1.6と設定しました。
4		審議員の構成について 団体枠と公募枠の比率は8:2である。公募枠を50%にして、市民を多く参加させるべきである。	修正無 真岡市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定懇話会の委員を指していると解されるが、今計画については、既に組織されているものであるため。	「真岡市付属機関の構成員の選任等に関する基準」において、公募委員の構成は20%以上となるよう努めるものとする定められております。懇話会では条件を満たしております。各種団体からの選任者は高齢者福祉や介護保険の現場の声としてのご意見をいただく上で貴重であると考えております。また、広く市民からご意見をいただく方法としてパブリックコメントを実施しております。

5		第5期計画期間に整備計画のある地域密着型介護老人福祉施設の整備地区要望。11件(内訳 西田井地区に整備してほしいが6件、東部地区に整備してほしいが4件、西田井地区又は山前地区に整備してほしいが1件)	修正無 整備地区に関する一般的な要望であるため。	当該計画案では整備地区を指定しておりません。地域密着型サービス事業所の整備については、整備法人を公募することとされています。整備法人の選定については、整備法人審査委員会で選考基準に基づき選定します。
6		保険事業の行政区域について 国保と介保事業者は、どちらも市町単位である。この状況下で国保事業は財政破綻の状況にある。介保も同様になることは容易に予想されます。この状況を避けるためには市町単位から県単位にする必要がある。この検討をすぐ行う必要がある。	修正無 本計画案に対する具体的な項目以外のご意見で、介護保険制度に対する提言と目されるため。	当該提言は県単位の介護保険広域連合を指していると解される。現状では、各市町の状況に格差が生じており、国により現行の介護保険制度が見直され、広域連合の組織化について法的・財政的バックアップ等強力な推進策が図られなければ実現は困難と考えますが、必要に応じて制度改正の動向を見極め、国・県に要望していきます。
7		介護保険の適用方法について ケアマネージャーの自立性を保つ必要がある。ケアマネージャーが医療機関や施設等との結びつきを防ぐために、第3者機関として自立し、身分保障ができるようにすることを検討する必要がある。	修正無 本計画案に対する具体的な項目以外のご意見で、介護保険制度に対する提言と目されるため。	居宅支援事業所のケアマネージャーの役割は、利用者のおかれている状況を勘案し、必要とするサービスをどのように組み合わせ利用していくか計画を作成すると共に、利用者本人及び家族の意向に沿って、サービス提供事業所の選定・調整を行います。利用者は、居宅介護支援事業所に関係なくサービス提供事業所を自由に選定できます。ご意見は参考とさせていただきます。
8	その他 介護保険制度に関連する項目	介護施設等について 施設に入所した人の介護度が良くなるのか、介護度がその位置で長く留まっているのか、介護度が悪くなる傾向にあるのか、施設による差について調査が必要である。保険料の増加を防止する為に検討する必要がある。	修正無 本計画案に対する具体的な項目以外のご意見のため。	施設サービスの質的向上について、事業所自ら介護従事者のスキルアップを図るとともに、県や市が行う施設への実地指導をととしてサービスの向上を図ってまいります。ご意見は参考とさせていただきます。
9		保険料の不納付対策について 市税、国保税は毎年、数億円の欠損を出している。また、非常に多額(十数億円)不納付金が発生している。これを防ぐことが非常に重要なことである。この対策の例として、一つは、子どもは親の扶養義務があることから支払いの出来ない親については子どもに請求を行うこと、また、土地を持っている人には不納付額に応じて土地に対して担保を毎年設定し、本人死亡時に土地をしまつするようにして欠損で損失を発生させずに税を確保するようにすること。あるいは、資産等が全くない人で、健康な人に対しては市が時給を換算して種々の作業(ボランティア作業を含む)をさせて税の支払いをさせるようにする。納税の公平性を失うことは絶対に避けなければならない。	修正無 本計画案に対する具体的な項目以外のご意見のため。	国保税では、滞納状況に応じて、短期の被保険者証や資格者証への切り替え等、納付を促進するための方策を採っております。また、市税全般では、納入困難な方には分納による納税指導、悪質滞納者に対しては差し押さえ等を行っております。 介護保険料の場合、平成22年度の保険料収納率は98%を超えております。また、介護保険制度では、滞納者に対する措置として、サービス利用者について、滞納期間に応じて、サービス費用を事業者に全額支払った上で、市に申請し給付を受ける方法(償還払い)への変更や給付額の一時差し止め及び差し止め額と滞納保険料の相殺等が行われます。また、保険料徴収の権利が2年間で時効となるため、要介護認定等を受けた時点から認定前10年間の滞納期間に応じ、給付額が9割から7割に減額する措置をとります。また、高額介護サービス費は支給対象ではありません。ご意見は参考とさせていただきます。
10	その他	井頭温泉のバーディプールについて 温泉(温水)プールは老人に対して非常に有効な施設である。但し、現在の入場料金の制度では、今後利用者が減少して行きます。何故なら、上三川町、芳賀町の温水プールは25mの大きな施設で、かつ入場料金が井頭温泉よりはるかに安価である。両方の施設への真岡市住民の利用は増加している。その対策が必要である。	修正無 本計画案に対する具体的な項目以外のご意見のため。	本計画案の具体的な項目に即した意見ではなく、井頭温泉の運営方法に関する一般的な要望である。 井頭温泉は、指定管理者である「もおか鬼怒公園開発株式会社」が利用料金により管理運営を行っています。